

info
01

令和6年度から森林環境税(国税)が課税されます

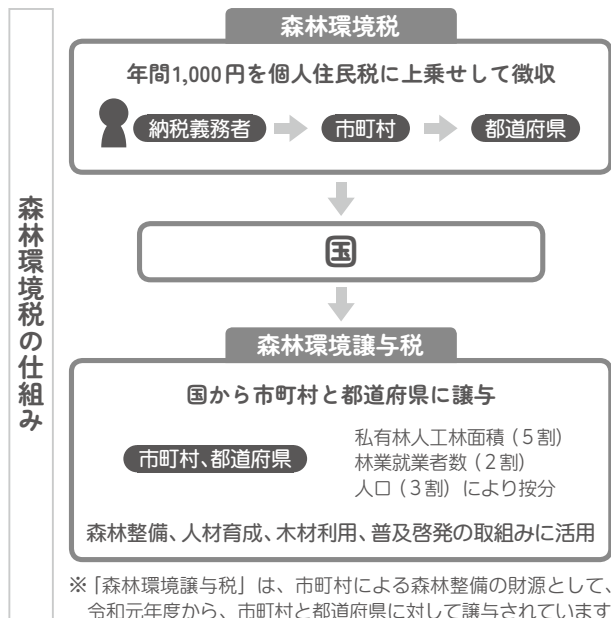
森林は、地球温暖化の原因となる二酸化炭素を吸収したり、木々が根を張ることで自然災害を防止したりするなど、私たちの暮らしを支えています。大切な森林を守るため、新たに森林環境税が創設されました。

森林環境税は、令和6年度から市・県民税均等割と併せて1人年額1,000円が徴収されます。

その税収は、国から各自治体へ森林環境譲与税として譲与され、それぞれの地域の森林を守るために必要な整備や人材育成などに関する事業を行うための財源として活用されます。

税金の種類		令和5年度まで	令和6年度以降
国 税	森林環境税	—	1,000円
県民税	均 等 割	2,300円※	1,800円
市民税	均 等 割	3,500円※	3,000円
計		5,800円	5,800円

※「東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律」により、令和5年度までは市・県民税の均等割にそれぞれ500円が加算されています。



◆森林環境税を納める人(納税義務者)

国内に住所のある個人

※その年の1月1日現在、住所のある市町村が市・県民税と併せて徴収します。



森林環境税・森林環境譲与税について(林野庁ホームページ)

◆森林環境税がかからない人

- ① 1月1日現在、生活保護法の規定による生活扶助を受けている人
- ② 1月1日現在、障がい者、未成年者、寡婦またはひとり親で前年中の合計所得金額が135万円以下の人
- ③ 前年中の合計所得金額が次の金額以下の人
 - ▷ 同一生計配偶者および扶養親族がいない場合 38万円
 - ▷ 同一生計配偶者および扶養親族がいる場合 28万円×(扶養人数+1) + 26万8千円

問 税務課市民税班 (☎ 55-8094)

info
02

森林環境譲与税の 使途(使いみち)を公表します

令和4年度の森林環境譲与税の使いみちが確定したので、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第34条第3項に基づき、次のとおり公表します。

問 農林課林務班 (☎ 55-8569)

収入

事業	事業費
森林環境譲与税	7,451万8千円
立木・丸太売払	71万5千円
基金取り崩し	0円
合 計	7,523万3千円

支出

事業	事業費	事業内容
意向調査準備業務・森林航空レーザ計測および森林資源解析業務ほか	4,573万2千円	○会計年度任用職員の雇用 ○航空レーザ計測および森林資源解析 ○秋田県森林クラウド年間使用料 ○公用車リース料および燃料費
意向調査業務	453万1千円	雄勝広域森林組合への意向調査等業務委託
市管理森林整備業務	466万5千円	令和2年度に「市に委託」された森林の管理(皆伐、除伐、切捨・収入間伐)
林業活性化支援事業	504万5千円	造林補助事業で、新植・下刈りを実施した方に対して、補助金残額の20%以内の高上補助
図書購入	1万1千円	森林経営管理制度に関する図書購入など
湯沢市森林環境譲与税基金	1,524万9千円	
合 計	7,523万3千円	